

運営及び請求に関する留意事項 (特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護)

指定特定施設の運営及び介護報酬の請求については基準条例、解釈通知、報酬告示、留意事項通知等を確認して適切な運営及び正確な報酬請求を行ってください。

また、令和3年4月1日付にて条例等が改正されていますので、確認してください。

運営及び請求について、主な留意点は次のとおりです。

なお、サービスによっては該当しないものもあります。

- 1 各種委員会などに、テレビ電話装置等を活用して行うことができるとされていますが、テレビ電話装置等を活用する場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。
- 2 運営規程の「従業者の職種、員数及び職務の内容」のうち、員数については、人員基準を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えないとされています。
- 3 「勤務体制の確保等」の「職場におけるハラスメント」防止の措置の「事業主が講ずべき措置の具体的内容」等について、解釈通知に記載があるので、確認してください。
- 4 「電磁的記録等」について、書面に代えて電磁的記録にて保存する場合には、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。
交付、同意、承諾等について「電磁的方法」による場合は、事前に必ず、利用者及びその家族等の承諾を得てください。
- 5 「記録の整備」の「その完結の日」とは、個々の利用者（入居者）につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者（入居者）の死亡、利用者（入居者）の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとされています。
- 6 **【特定施設入所者生活介護のみ】**
一般型（介護予防）特定施設入居者生活介護において、特定施設入居者生活介護を利用する入居者（要介護者）が1人でもいる場合には、「常に1以上の介護職員」の配置が必要です。兼務発令をしていない看護職員などが夜勤時間帯などに1人勤務とならないようにし、それぞれ必要な常勤換算数も確認してください。
また、機能訓練指導員が介護職員を兼務する場合は、常勤専従が求められる個別機能訓練加算の算定要件に合致しませんのでご注意ください。
- 7 看取り介護にかかる計画の作成及び看取り介護の実施にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めることとされています。
また、特定施設入所者生活介護の看取り介護加算における多職種共同での指針の見直しや計画の作成について、「生活相談員」を含めることとされています。加算の算定要件を確認してください。

8 科学的介護情報システム（LIFE）によるデータの提出等を要件として含む加算について、提出期限の猶予が定められていますが、猶予期限までの提出ができない場合は、算定した当該加算については、遡り過誤調整を行う必要があります。

なお、LIFE への情報提出及びフィードバックなど、LIFE の機能全般に関する質問は、「LIFE ヘルプデスク」にお尋ねください。

10 次に掲げる条例の規定は、令和6年3月31日までの経過措置となっています。

- ① 「運営規程」の「虐待の防止のための措置に関する事項」
- ② 「勤務体制の確保等」の「認知症介護に係る基礎的な研修」
- ③ 「業務継続計画の策定等」
- ④ 「衛生管理等」の「感染症の予防及びまん延の防止のための措置」
- ⑤ 「虐待の防止」

※解釈通知に詳細が記載されていますので、確認してください。